一級河川馬淵川水系浅水川災害復旧助成事業及びこれに伴う市道付替工事に関する事業認定理由

平成１５年１１月１２日に青森県知事より申請のあった一級河川馬淵川（まべちがわ）水系浅水川（あさみずかわ）災害復旧助成事業（青森県八戸市大字豊崎町字前川原地内から同県同市大字豊崎町字長窪地内まで）及びこれに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

１　土地収用法第２０条第１号の要件への適合性について

本件事業のうち一級河川馬淵川水系浅水川災害復旧助成事業（以下「本体工事」という。）は、土地収用法第３条第２号に掲げる河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体工事の施工により遮断される市道の従来の機能を維持するための市道滝谷４号線付替工事（以下「関連工事」という。）は、土地収用法第３条第１号に掲げる道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。

２　土地収用法第２０条第２号の要件への適合性について

本件事業は、青森県八戸市大字豊崎町字前川原地内から、同県同市大字豊崎町字長窪地内までの延長４，３７０ｍの区間（以下「本件区間」という。）における一級河川馬淵川水系浅水川（以下「浅水川」という。）の災害復旧助成事業に係る事業であり、青森県知事が施行するものである。

浅水川は、河川法第４条第１項の規定により、国土交通大臣が指定した一級河川である。また、浅水川は同法第９条第２項に指定する区間であり、河川の管理は政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うこととすることができることから、青森県知事は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。

３　土地収用法第２０条第３号の要件への適合性について

（１）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、馬淵川水系河川整備計画（平成１５年１０月２０日国土交通大臣認可。以下「河川整備計画」という。）により年超過確率１／２０の洪水に対応するため定められた計画高水流量２４０ｍ^3／秒を安全に流下させることを目的として実施される築堤、河道掘削等の工事に係る事業である。

河川整備計画では、浅水川の計画規模を年超過確率１／１００の洪水に対応する計画高水流量３３０ｍ^3／秒と定めているが、本件事業の計画規模は、平成１１年１０

月２７日洪水の最大流量が年超過確率１／２０相当の２３７ｍ³／秒であることや、事業を早期に完成させる必要性から、現在の浅水川の整備水準が年超過確率１／２０とする暫定計画で実施されていること等を考慮して、計画高水流量を２４０ｍ³／秒と定めている。

本件区間における浅水川の現況を見るに、川幅が狭く、流下能力が６６ｍ³／秒と計画高水流量を大きく下回る状況にある。

浅水川流域においては、平成１１年１０月２７日から２８日にかけての豪雨により、青森県八戸市を中心に、住家の床上浸水３０７戸、床下浸水１８４戸、公共施設等の災害など甚大な被害が発生し、その被災総額は約１６億円にも及んだ。

本件事業においては、川幅を現河川の約２倍に拡幅することから、流下能力が増大し、河川整備計画に基づく計画高水流量２４０ｍ³／秒を安全に流下させることが可能となる。

したがって、本件事業の施行により、洪水時における災害を防止し、浅水川流域の住民の生命及び財産並びに公共施設の安全が図られるなどの公共の利益がもたらされることが認められる。

（２）申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）及び青森県環境影響評価条例（平成１１年条例第５６号）により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。しかしながら、起業者は、任意に動植物調査を実施しており、本件事業地内において、「青森県の希少な野生生物　青森県レッドデータブック」（青森県編集）において絶滅危惧種とされている貴重な動植物が起業地及び周辺において確認されたことから、本件事業による影響について検討する必要がある。

この点について起業者は、ビオトープ等を適宜配置し、護岸には植生が根付くようブロックマットを使用する等、河川の自然環境保全に配慮した工法を採用し、動植物が生育しやすい環境の確保に努めることとしている。

また、起業者は動植物の専門家立会のもと現地調査を実施し、本件事業による絶滅危惧種への影響は少ないとの専門家の意見を得ている。

史跡・文化財への影響については、埋蔵文化財包蔵地が本件事業地周辺に存することから、その存否について起業者が青森県教育委員会に確認調査を依頼したところ、同委員会から本件事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存しないとの回答を得ている。

以上を勘案すれば、本件事業の施行により失われる利益は小さいものと認められる。

（３）代替案の検討について

本件区間における河川改修の手法としては、現河川の堤防を引堤する本件事業の手法（現河道拡幅案）（用地面積約７．７ヘクタール、移転住家１２戸、事業費約５９億円）のほか、①現河川北側分水路案、②現河川南側分水路案が考えられる。

①の現河川北側分水路案は、住宅連坦地を避けて、現河川左岸堤防の外側に新たに河道を計画するものである。移転住家が１０戸と少ないものの、用地面積に約１７．１ヘクタールを要し、特に圃場整備済みの優良な農地を事業用地とすることから、地

域住民に与える影響が大きい。

また、一般国道４５４号と２箇所交差することから、大型橋梁２橋が必要となり、工事が長期化することから、事業費に約９２億円を要し、用地面積及び事業費が、いずれも本件事業に比べて大きくなる。

②の現河川南側分水路案は、現河川右岸堤防の外側に新たに河道を計画するものである。周辺に存する遺跡（埋蔵文化財包蔵地）を避けるために、市街地中心部をとおることとなり、移転住家が５０戸と多くなる。用地面積も約１５．８ヘクタールを要し、地域住民に与える影響が大きい。

また、市街地中心部を通過することから、事業費に約１０８億円を要し、用地面積及び事業費が、いずれも本件事業に比べて大きくなる。

したがって、本件区間における河川改修の手法については、地域への影響、経済性及び技術的観点からみて、本件事業の手法が最も合理的であると認められる。

（４）比較衡量

（１）で述べた得られる公共の利益と（２）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が、失われる利益に優越すると認められるとともに、（３）で述べたように、本件事業の手法は、他の代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。

４　土地収用法第２０条第４号の要件への適合性について

（１）申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、河道拡幅等を行い、流下能力を６６ｍ^3／秒から２４０ｍ^3／秒に増大することにより、年超過確率１／２０の洪水による災害を防止しようとするものである。

本件事業の存する八戸市では、平成１１年１０月の豪雨災害を契機として、現在も災害復興に努めており、また、本件事業の早期完成に関する要望が八戸市長からなされていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、河川管理施設等構造令（昭和５１年政令第１９９号）等の規格に基づき行われる河道掘削等の工事に必要な範囲で計画されているものと認められる。また、収用の範囲は、本体工事及び関連工事により恒久的に設置される施設の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

（３）収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第２０条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

１から４までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第２０条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第２０条の規定に基づき、事業の認定をするものである。